

■ 第 143 回 新潟市都市計画審議会

日時：平成 30 年 1 月 29 日（月）午後 2 時～

場所：白山会館 2 階「大平明浄」

（事務局）

本日は、ご多忙のところ、そして足元の悪い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第 143 回新潟市都市計画審議会を開催します。

私は、本日の司会を務めます、都市計画課課長補佐の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料を確認させていただきます。皆様に事前に配付させていただきました議案書資料一式のほか、本日机上に本日の次第、議案第 1 号の説明資料、議案第 2 号の説明資料 1 と 2 を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本日の議案は、次第にありますように、下水道の変更と地区計画の変更の二つの議案でございます。

次に、関係行政機関の委員のうち、本日所用のため代理で出席されている方が 3 名いらっしゃいますのでご紹介いたします。

はじめに、国土交通省北陸地方整備局企画部長渡辺委員の代理として、企画部広域計画課長の山岸様でございます。

（渡辺委員 代理：山岸）

よろしくお願いいたします。

（事務局）

次に、国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長小池委員の代理として、港湾空港部港湾計画課課長補佐の辻様です。

（小池委員 代理：辻）

よろしくお願いいたします。

（事務局）

続きまして、国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長真嶋委員の代理として、新潟運輸支局首席運輸企画専門官小松様です。

（真嶋委員 代理：小松）

小松です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

次に、本日所用のため、田中委員と富澤委員の2名がご欠席でございます。

本日の審議会は、委員25名中23名の委員が出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、幹事としまして市の出席者を紹介いたします。大勝都市政策部長でございます。

(大勝都市政策部長)

大勝です。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

木山下水道部長でございます。

(木山下水道部長)

木山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、以後の進行につきまして、五十嵐会長からお願いいたします。

(五十嵐会長)

皆様、お足元の悪いところ、お集まりいただきありがとうございます。年末年始で雪がなくて、このままいくのかなと思いきや、一気に大雪になり、市への苦情もたくさんあったと聞いておりますし、皆さん、ご不自由なときもあったかと思えます。都市計画道路の管理ということも重要なのだなと改めて思った次第でございますけれども、本日の審議、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、撮影の申し出が報道機関よりございますので、許可することよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、異議なしということですので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきます。齋藤博文委員と古泉幸一委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、附議案件の審議に入ります。議案第1号「新潟市都市計画下水道の変更（新潟市決定）新潟市北部公共下水道」についてご説明をお願いいたします。

(事務局)

下水道計画課長の時田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

これより説明させていただきます議案は、議案第1号新潟都市計画下水道の変更です。お手元には議案書とA4ホチキス留めの説明資料を配付しています。議案書には、本日も審議いただく議案の計画書、都市計画案の理由書、総括図、計画図、都市計画策定経緯の概要、新旧対照表がとじられています。また、説明資料は、都市計画下水道の変更内容の詳細であり、スクリーンで表示するものと同じでございますので、あわせてご覧ください。

まず、議案第1号の説明の前に、下水道の都市計画への位置づけや下水道のしくみ、種類、新潟市の下水道計画などについて、簡単に説明をいたします。スクリーンをご覧ください。

下水道は、生活環境を良好に保つための重要な都市施設の一つとして、都市計画に位置づけられています。下水道として、都市計画に定める事項は、1. 下水道の名称、2. 排水区域、3. 下水管渠として、計画上骨格となる管渠や、処理場から処理水を放流する管渠、4. その他の施設として、処理場やポンプ場などがあり、主に都市計画区域内において定めることとなっております。

議案第1号は、赤字で示した3. 下水管渠と4. その他の施設のうち、ポンプ場の変更になります。

次に、下水道のしくみについて説明をいたします。下水道には、汚水と雨水があります。汚水は、各家庭や工場に設けられた排水設備から汚水柵に流れ込み、管渠を通じて処理場に流入し、処理された後、河川などへ放流されます。雨水は道路側溝から雨水柵に流れ込み、管渠を通じて河川などへ放流されます。

次に、下水道の種類について説明をいたします。下水道には、流域下水道と公共下水道があります。流域下水道は、複数の市町村の下水を処理するもので、県が処理場や幹線管渠を都市計画決定し、整備、管理する下水道です。一方、公共下水道は、県が整備する流域下水道幹線に接続する流域関連公共下水道と、市町村が単独で処理場を整備する単独公共下水道があり、ともに市町村が都市計画決定、整備、管理を行う下水道です。

次に、本市の下水道計画です。表示の絵は、本市を簡略化し、図にしたものです。単独公共下水道として、船見、中部、白根の3公共下水道、流域関連公共下水道として、信濃川下流域の東部公共下水道、新津公共下水道、西川流域の西部公共下水道、阿賀野川流域の北部公共下水道の4公共下水道となり、合計で七つの公共下水道が計画されています。

それでは、議案第1号について説明をいたします。今回、都市計画の変更を行う下水道は、赤く着色をしている新潟都市計画区域内の北部公共下水道の雨水計画の変更になります。

一つ目は、ポンプ場の敷地面積を変更するものです。①松浜雨水ポンプ場の敷地面積を拡大するものです。これは、早期に浸水対策の効果を発現するため、既計画の松浜雨水ポンプ場に雨水貯留施設（調整池）を追加して整備するものです。

二つ目は、放流渠の位置づけを廃止するものです。計画決定した当初は、下水管渠として位置づけをする必要がありましたが、県からの通知により、都市計画に定める下水管渠の運用基準が変更されたため、都市計画への位置づけが不要となった②から④の放流渠について、位置づけを廃止するものです。この基準の変更は、下水管渠について都市計画決定に定める範囲が、下水排除面積 1,000 ヘクタール以上の管渠と処理場から処理水を放流するための管渠になりました。

このことから、今回の変更となる雨水ポンプ場や調整池からの放流渠は都市計画に定めることを要しないため、都市計画への管渠の位置づけを廃止するものです。なお、都市計画への管渠の位置づけを廃止しても、管渠の計画や既存施設そのものがなくなるわけではないため、事業に支障を来すものではありません。

スクリーンをご覧ください。

北区の一部を表示しています。画面上が日本海、左が阿賀野川、右が新潟東港。中央の黒の実線が国道7号、左下の黒の点線がJR白新線になります。青いハッチの区域は、すでに都市計画決定されている排水区域です。今回、図の①から④の施設が変更の対象となります。

それでは、個々の変更箇所について、拡大した図面で説明いたします。

はじめに、松浜排水区については、三つの変更を行います。一つ目は、都市計画で定める事項のその他の施設にあたる、松浜雨水ポンプ場の敷地面積を変更するものです。これは、既計画の松浜雨水ポンプ場に雨水貯留施設（調整池）を追加して整備するため、赤く着色している部分を拡大し、ポンプ場の敷地面積を約 4,300 平方メートルから約 11,300 平方メートルに変更するものです。

二つ目は、下水管渠を変更するものです。先ほど、説明しました都市計画に定める下水管渠の運用基準の変更に伴い、ポンプ場からの放流渠については、都市計画に定める必要がなくなったため、黄色く着色している松浜雨水ポンプ場放流渠について、都市計画への管渠の位置づけを廃止します。

次に、松浜排水区の三つ目の変更として、松浜ポンプ場の放流渠を変更します。これは、先ほどの二つ目の変更と同様に、都市計画への管渠の位置づけを廃止するものです。

次に、新崎排水区については、新崎雨水調整池放流渠を変更します。こちらも同様に都市計画への管渠の位置づけを廃止するものです。

以上のとおり、議案第1号は、下水管渠を3か所、その他の施設のうちポンプ場を1か所、変更するものです。

続きまして、都市計画の手続きについて説明をいたします。スクリーンをご覧ください。

新潟市都市計画公聴会規則に基づき、素案の縦覧を平成29年10月2日から10月16日ま

での2週間実施しました。縦覧者は1名、意見申出書の提出はありませんでした。公聴会は10月28日に予定していましたが、素案の縦覧の際に意見申出書の提出がなかったため、同規則第5条に基づき中止となりました。

また、都市計画法第17条に基づき、都市計画の案を平成29年12月4日から12月18日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、縦覧者はなく、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案第1号新潟都市計画下水道の変更の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(五十嵐会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

最後の、都市計画のところに入らなくても、きちんと管理をしていくということでございます。なくなったわけではないということです。では、ご意見なければご賛同いただけますでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。では、第1号議案は賛成いただいた、採決していただいたということで進めたいと思います。

それでは、第2号議案「新潟都市計画地区計画の変更（新潟市決定）新光町地区地区計画他17地区地区計画」について、ご説明よろしく願いいたします。

(事務局)

都市計画課長をしております石井と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第2号新潟都市計画地区計画の変更について説明させていただきます。

本日、ご審議いただく内容は、すでに都市計画決定された地区計画のうち、地区整備計画などに、各種法令の条文を引用している地区計画について、法令等の改正に伴い、引用している条文を最新の条文に修正するものです。

説明は、配付資料で行いますが、同様の内容をスクリーンにも映しますので、ご参考にご覧ください。

はじめに、変更を行う地区についてご説明いたします。事前にお配りしたインデックスに議案第2号と記載された議案書の1ページ目をご覧ください。こちらがこのたび、変更する地区計画となっております。新光町地区をはじめ、合計で18地区となります。議案書の2枚目、3枚目のA3判資料が、18地区の位置となっております。西区、中央区、江南区、

東区、秋葉区、北区の六つの区に位置しております。

次に、このたびの変更の理由について、ご説明いたします。再び議案書の1ページ目をご覧ください。表の下に変更理由を記載しております。そのまま読み上げさせていただきます。建築基準法の条項を引用し、「建築物等の用途の制限」を定めている地区計画について、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正される建築基準法と風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い改正された建築基準法との整合を図るため、本案のように変更するものである。

また、各種法令の条項を引用し、「地区整備計画」を定めている地区計画について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、障害者自立支援法及び薬事法施行令の改正並びに新潟市屋外広告物条例の制定に伴い、地区整備計画で引用している法令名及び条項の変更を行う。

あわせて、平成17年の市町村合併や、平成19年4月の政令指定都市移行に伴う住所表示の変更に合わせて、「位置」の表記の変更を行うものでございます。

それでは、各法令の改正概要と地区計画の変更内容について、ご説明いたします。本日、机上配付させていただきました、議案第2号説明資料1をご覧ください。表の左から、法令の名称、改正後の法令、改正前の法令、一番右がその法令の改正に伴い変更する地区計画の地区名を記載しております。

はじめに、説明資料1ページ目の表の上段にあります、建築基準法の改正について説明いたします。こちらは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法の改正により、ナイトクラブとダンスホールが風営法の対象施設から除外されたことを受け、建築基準法で規定されている近隣商業地域の建築制限からナイトクラブとダンスホールが削除されたものです。改正前は（ち）項の近隣商業地域の二号に、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するものと規定されておりましたが、改正後は削除されております。

議案第2号説明資料2をご覧ください。こちらは、建築基準法の別表第2でございます。建築基準法では、用途地域ごとに建築できる用途、できない用途をこちらの別表第2で規定しています。4ページに近隣商業地域に建築できない用途が記載されています。この改正は、平成28年6月23日に施行されていることから、現在の法律にはナイトクラブとダンスホールは削除されています。

説明資料1の表の上段の改正後の法令の中の「参考」と書かれた箇所をご覧ください。ナイトクラブとダンスホールは、近隣商業地域から除外されましたが、ナイトクラブは（へ）項の三号へ、ダンスホールは（ほ）項の三号のカラオケボックスその他これに類するものの

中に移動いたしました。

次に、説明資料1の1ページ目の下段をご覧ください。こちらも建築基準法の改正でございます。平成30年4月1日に都市緑地法等の改正に伴い、現在の第一種低層住居専用地域から工業専用地域までの12用途地域に加え、新たに田園住居地域が追加されます。これに伴い、建築基準法の別表第2に新たに田園住居地域が追加されることとなります。追加される位置が、現在、近隣商業地域が規定されている(ち)項に入ることから、近隣商業地域以下の六つの地域に項ずれが生じることとなります。このたびの地区計画の変更は、この項ずれを最新の法令に合わせ、修正するものです。

なお、地区計画で引用する各種法令については、地区計画を決定した際に施行されていた法律が適用されますが、このたびの建築基準法の改正により、新しい法律で古い法律を読んだ場合に、大きな混乱を生ずる恐れがあることから、この4月1日の法施行に合わせ変更を行うことといたしました。さらに、地区計画では建築基準法以外の法令を引用している地区もあることから、他の法令についても、あわせて最新の法令に修正することといたしました。

建築基準法の修正について、一つの地区を例に説明をさせていただきます。事前に配付させていただいたA3判の議案第2号参考資料の8ページをご覧ください。こちらは、上木戸地区地区計画の地区整備計画になります。表の右側が変更前、左側が変更後となっております。変更前のC地区の建築物の用途の制限をご覧ください。C地区はこれらに記載の建築物を建築してはならないこととなっております、その(4)に建築基準法別表第2(ち)項第2号に掲げるものと、(5)建築基準法別表第2(り)項第3号及び第4号に掲げるものを規制していますが、(ち)項の近隣商業地域以下の項ずれにより、左側変更後のとおり、(ち)項が(り)項に、(り)項が(ぬ)項に変更となります。

また、先ほどご説明いたしましたナイトクラブとダンスホールについては、変更後の(り)項の近隣商業地域から記載が削除されたことから、(9)にナイトクラブとダンスホールを追加で記載することで、引き続き当該地区での建築制限を続けるものです。

ナイトクラブとダンスホールの変更については、新光町地区をはじめ合計8地区、近隣商業地域以降の項ずれについては、上木戸地区をはじめとした合計12地区で変更を行うこととなります。

次に、建築基準法以外の法令について、ご説明いたします。議案第2号説明資料1の2ページ目をご覧ください。表の上段がいわゆる風営法と呼ばれている風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正です。

平成10年に、地区計画で引用している風営法第2条風俗関連営業が、店舗型性風俗特殊営業に改正され、第4条第3号の施設が、内容を変えずに第6項第4号に改正されたことか

ら、地区計画での表記を最新の法令に修正するものです。こちらは、北区の豊栄駅北地区の1地区のみとなっております。

次に、薬事法施行令と障害者自立支援法の改正についてです。説明資料1の2ページ目の中段と下段をご覧ください。また、こちらの変更は中央区の湖南地区のみとなっておりますので、あわせてA3判の参考資料の42ページもご覧ください。

薬事法施行令については、平成26年に法改正があり、名称を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改正されたことから、地区計画で記載している法令名を最新の名称に変更するものです。なお、地区計画で引用している施行令の別表第1については、内容の変更はありません。また、障害者自立支援法については、平成25年に法改正があり、名称も「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、地区計画で引用している第5条第19項が、内容を変えずに第5条第23項に改正されたことから、地区計画での表記を最新の法令に修正するものです。

次に、屋外広告物条例の改正についてです。説明資料1の3ページ目をご覧ください。変更する地区は、西区の的場地区、小新流通センター東地区と、緒立地区の3地区になります。屋外広告物条例については、これらの地区計画を決定した際には、県の条例しかなく、この県条例を引用しておりました。その後、平成8年の本市の中核市移行に伴い、新潟市屋外広告物条例を制定したことから、現在では市条例にて運用を行っております。このたびの変更は、地区計画で引用している、地区計画決定時の県条例から、現在、運用している市条例に変更するものです。なお、地区計画で引用している適用除外の内容については、市条例においても、県条例と同じ内容となっておりますので、地区計画の内容の変更は生じないものとなっております。

最後に、住所表示の変更について、ご説明いたします。説明資料1の3ページの下段をご覧ください。

このたび、法改正等により変更を行う地区のうち、平成17年の市町村合併や、平成19年4月の政令市移行に伴う住所表示の変更を行っていない地区について、現在の住所表示に修正を行うものです。対象となる地区は、西区の的場地区、流通センター東地区、秋葉区のさつき野駅西地区、北区の豊栄駅北地区の四つの地区となります。

以上、このたびの変更箇所について、ご説明させていただきました。

なお、この変更については、地区計画の内容を変更するものではなく、法改正などに伴う引用法令などの表記の修正のみとなりますが、変更案につきましては、新潟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づいた原案縦覧を、平成29年11月20日から12月4日までの2週間、さらに都市計画法第17条に基づいた都市計画案の縦覧を、平成29年12月13



日から12月27日までの2週間、それぞれ実施したところ、縦覧者はそれぞれ8人と5人であり、いずれも意見書の提出はございませんでした。

以上をもちまして、議案第2号新潟都市計画地区計画の変更について、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(五十嵐会長)

ご説明ありがとうございました。ただいまのご説明について、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしという声がありましたけれども、では賛成の方、異議なしの方、挙手をお願いいたします。全員ということでありがとうございました。2号議案地区計画の変更についてご承認いただきました。

本日は、この二つの議案だけでございます。では、事務局にお渡しいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ご審議ありがとうございました。

駐車券を受付でお渡しされた方は、処理した駐車券をお渡ししますので、お持ちになってお帰りください。本日は、どうもありがとうございました。